

○厚生労働省告示第八十四号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第四項の規定に基いて、老人訪問看護療養費に係る指定老人訪問看護の費用の額の算定に関する基準（平成四年一月厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成十四年四月一日から適用する。ただし、同日前に行われた指定老人訪問看護の費用の額の算定についても、なお従前の例による。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

別表の1のイの(1)「保健婦、保健士、看護婦、看護士」を「保健師、看護師」に改め、同イの(2)中「准看護婦又は准看護士」や「准看護師」に改め、同イの(3)「保健婦、保健士、看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」や「保健師、看護師、准看護師」に、「看護婦等」や「看護師等」に改め、同イの(4)「保健婦、保健士、看護婦、看護士」や「保健師、看護師」に改め、同イの(5)「看護婦等」や「看護師等」に改め、同イの(6)「(注1に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利用者については、他の2つの訪問看護ステーション)」を加へる。

別表の2の(2)次のただし書きを加へる。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて24時間連絡体制加算を算定している場合は、算定し

ない。

看護の日の料金 「看護婦等（准看護婦及び准看護士）又は「看護師等（准看護師）による、医療行為のための料金を支払ふ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人退院時共同指導加算を算定している場合は、算定しない。

看護の日の料金のための料金を支払ふ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人訪問看護情報提供療養費を算定している場合は、算定しない。

看護の日の料金のための料金を支払ふ。

ただし、他の訪問看護ステーションにおいて老人訪問看護ターミナルケア療養費を算定している場合は、算定しない。